

三昭運輸分会の県労委勝利命令を勝ち取ろう！

建交労中央本部は以下の文書を全国に発送し三昭運輸分会の争議支援を呼びかけました。全労連からも全国の仲間に同様の呼びかけが行われました。別紙の要請文をFAXで県労委に集中する期間は間もなくです。神奈川県南支部の全分会と組合員は、全国的な支援に応じて必ず11月27日からの集中期間に県労委宛要請FAXに取り組みましょう。

2020年11月吉日

各位

全日本建設交運一般労働組合
中央執行委員長 角田 季代子

建交労三昭運輸分会の不当労働行為救済命令を求める 神奈川県労働委員会宛「緊急FAX」のお願い

全国の仲間の日頃のご活躍に心より敬意を表します。

さて、建交労神奈川県本部（神奈川県南支部・三昭運輸分会）が、(株)三昭運輸による団交拒否などの不当労働行為救済を求めて申立てた県労委（神奈川県労働委員会）での3年に及ぶたたかいは10月12日に結審しました。

三昭運輸分会の争議は、会社が各地で労使紛争を惹起している竹内社労士（竹内睦特定社会保険労務士）を団体交渉に介入させたことで引き起こされました。

その竹内社労士は、全労連や日本共産党国会議員等とも連携した建交労の運動によって2019年3月に東京都社会保険労務士会から異例の「注意勧告」を受けています。しかし竹内社労士はその後も団体交渉に出席し不公正且つ非弁行為も改めず、一方では自身の今後の社会的な制裁を免れることも意図してのことか、今年7月には東京都社労士会による「勧告」取り消しを求める提訴を行っています。

こうした竹内社労士の一連の行動を見れば、県労委が(株)三昭運輸の不当労働行為を認定して救済命令を発出することが建交労三昭運輸分会と(株)三昭運輸との正常な労使関係を確立するうえで必要不可欠な条件となっています。

県労委の命令言渡し日は現時点で未定ですが、建交労は、命令文書の策定作業が始まると思われる重要な時期に、県労委が組合を救済する命令文書を書き上げるための後押しをする「緊急FAX要請」を全国的に展開することにします。

つきましては、別紙の【**県労委会長宛FAX要請用紙**】を使用して下記の要領で全国からの「FAX要請」に集中して取り組んで頂くようお願いいたします。

なお、先に要請した県労委宛の団体署名と個人署名（「三昭運輸事件の早期救済命令を求める要請書」）の取り組みの強化も併せてお願いいたします。

以上

記

- FAX要請の送り先 神奈川県労働委員会会長宛
送り先FAX番号 045-633-5450
- FAX要請の集中時期 11月27日(金)～12月4日(金)

神奈川県労働委員会
会 長 浜村 彰 様

(株)三昭運輸による不当労働行為を認定して 建交労三昭運輸分会を救済する命令を求めるお願い

神奈川県労働委員会による健全な労使関係の構築にむけた日頃からのご精励に心より敬意を表します。併せてコロナ禍での適切な対応に感謝申し上げます。

さて、建交労神奈川県本部・神奈川県南支部・三昭運輸分会が貴会に行った(株)三昭運輸による不当労働行為救済申立事件は10月12日に結審いたしました。

(株)三昭運輸での争議は、全国各地で労使紛争を惹起させている竹内社労士(竹内睦特定社会保険労務士)を会社が団体交渉に介入させて、団体交渉での竹内社労士による不公正且つ非弁行為に会社が同調し、団体交渉の形骸化や団体交渉拒否などの不当労働行為を常態化させたために引き起こされました。

その竹内社労士は、所属する東京都社会保険労務士会から社労士としての不適切な行為を指摘されて昨年3月に異例の「注意勧告」を受けています。しかし竹内社労士はその後も(株)三昭運輸での団体交渉で不適切な行為を改めていません。

残念ながら(株)三昭運輸は、竹内社労士の一連の行動に同調して建交労神奈川県南支部三昭運輸分会を露骨に嫌悪する姿勢を強め「不当労働行為は違法行為」という意識も希薄化し企業の社会的責任への自覚も喪失しているように見えます。

こうした現実を踏まえれば、(株)三昭運輸の建交労三昭運輸分会に対する不当労働行為は否定する余地のない現在進行中の不法行為であることは明白です。

私たちは、貴会が望み、社会的規範が求める(株)三昭運輸における正常な労使関係の実現にむけて、この間に積み重ねてきた陳述や証拠書類、証人審問等によって実証された事実に基づき、(株)三昭運輸の不当労働行為を明確に認定され、建交労三昭運輸分会を救済する命令を下されますよう強くお願いいたします。

以 上

2020年 月 日

団体(個人)名

住 所
